

2025年3月14日

JCM登録簿口座保有者 各位

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室

クレジット移転に関する手順の変更について

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第56号)により二国間クレジット制度(JCM)が法制化され、2025年4月1日に施行されます。

2025年4月1日以降に予定されている制度変更に伴い、システムメンテナンスを実施するとともに、JCM登録簿システムの操作のうち、JCMクレジットの移転について手順を変更しますので下記の通りお知らせします。

記

1 変更点について

JCMクレジットの移転のうち、法人口座間の移転については、JCM登録簿システム上の操作ではなく、「国際協力排出削減量振替申請書」をメールで送付することで行うこととします。

2 申請書の送付先について

別途 JCM登録簿ウェブサイト(<https://www.jcmregistry.go.jp/>)等でお知らせします。

なお、2025年3月17日(※)から2025年3月31日までの送付先は以下となります。

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

E-mail : moejcmregistry@env.go.jp

※ 3月17日10時から実施するシステムメンテナンスによってJCM登録簿システムが休止された後のことをいいます。

3 送付書類

以下の書類をご提出ください。

- ・国際協力排出削減量振替申請書(様式第十)
- ・登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません)
- ・定款(申請時点で最新のもの、原本証明は不要です)

なお、申請書様式については JCM 登録簿ウェブサイトの「Application forms and procedures」のページに掲載しています。

URL : <https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>

4 留意事項

クレジットの無効化や取消、政府保有口座に無償で移転する場合の操作方法に変更はありませんので、従前通り JCM 登録簿上で操作を行ってください。

5 2025 年 4 月 1 日以降の制度変更内容について

以下の環境省ホームページに掲載予定です。

URL : <https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html>

お問合せ先

環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付 JCM 推進室

Tel: 03-5521-8246 (直通) E-mail : jcm-contact@env.go.jp

経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ地球環境対策室

Tel:03-3501-7830 (直通) E-mail : bzl-jcm@meti.go.jp

以上